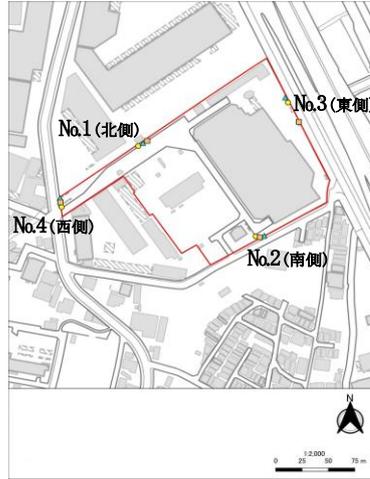


## 鶴見工場建替工事に伴う工事中環境調査結果（令和5年度分）

### 1 調査箇所

鶴見工場敷地境界4箇所

住所：大阪市鶴見区焼野2丁目11番



- 凡 例
- 調査対象地
  - 騒音・振動調査
  - ▲ 気中アスベスト調査
  - 大気質調査

### 2 大気調査

#### (1) 調査内容

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO2)、窒素酸化物(NOx)

#### (2) 調査方法

PTIO法（簡易法）

#### (3) 調査結果(測定期間における平均値)

一酸化窒素(NO)

単位：ppm

調査期間	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
令和5年6月21日～6月28日	0.012	0.008	0.013	0.010
令和5年9月5日～9月12日	0.012	0.006	0.009	0.007
令和5年11月15日～11月22日	0.021	0.015	0.022	0.019
令和6年1月29日～2月5日	0.016	0.011	0.013	0.014

二酸化窒素(NO2)

単位：ppm

調査期間	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
令和5年6月21日～6月28日	0.011	0.009	0.014	0.011
令和5年9月5日～9月12日	0.012	0.010	0.012	0.010
令和5年11月15日～11月22日	0.020	0.023	0.027	0.019
令和6年1月29日～2月5日	0.024	0.023	0.021	0.020

環境基準値(※)：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

(※)調査地点は、準工業専用地域（1号区域）に指定されているため、環境基準に該当しておりませんが

参考として上記環境基準値と比較します。

窒素酸化物(NOx)

単位：ppm

調査期間	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
令和5年6月21日～6月28日	0.023	0.017	0.027	0.021
令和5年9月5日～9月12日	0.024	0.016	0.021	0.017
令和5年11月15日～11月22日	0.041	0.038	0.049	0.038
令和6年1月29日～2月5日	0.040	0.034	0.034	0.034

### 3 騒音調査

#### (1) 調査内容

騒音 ( $L_{A5}$ )

#### (2) 調査方法

環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731(2019))に準拠

#### (3) 調査結果

騒音 ( $L_{A5}$ )

単位 : dB

調査日時 (令和5年6月21日)	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
8時30分～9時30分	73	76	65	71
9時30分～10時30分	71	70	66	75
10時30分～11時30分	70	72	66	83
11時30分～12時30分	56	69	65	67
12時30分～13時30分	60	56	65	67
13時30分～14時30分	62	74	66	82
14時30分～15時30分	69	78	65	81
15時30分～16時30分	67	71	66	81
16時30分～17時30分	59	67	66	66
17時30分～18時00分	55	54	65	66

騒音 ( $L_{A5}$ )

単位 : dB

調査日時 (令和5年9月5日)	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
8時30分～9時30分	61	58	67	69
9時30分～10時30分	58	57	66	68
10時30分～11時30分	62	64	68	68
11時30分～12時30分	64	60	65	67
12時30分～13時30分	58	62	66	68
13時30分～14時30分	62	64	70	68
14時30分～15時30分	64	65	70	68
15時30分～16時30分	64	66	73	68
16時30分～17時30分	57	71	65	66
17時30分～18時00分	55	56	64	66

騒音 (L<sub>A5</sub>)

単位 : dB

調査日時 (令和5年11月15日)	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
8時30分～9時30分	63	76	77	69
9時30分～10時30分	61	73	76	66
10時30分～11時30分	65	74	76	67
11時30分～12時30分	61	72	72	67
12時30分～13時30分	58	64	70	68
13時30分～14時30分	65	71	76	68
14時30分～15時30分	65	68	75	68
15時30分～16時30分	66	66	74	68
16時30分～17時30分	61	61	71	68
17時30分～18時00分	59	55	67	65

騒音 (L<sub>A5</sub>)

単位 : dB

調査日時 (令和6年1月29日)	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
8時30分～9時30分	70	68	69	70
9時30分～10時30分	68	69	69	67
10時30分～11時30分	70	70	69	68
11時30分～12時30分	70	70	69	67
12時30分～13時30分	68	68	70	68
13時30分～14時30分	70	70	70	66
14時30分～15時30分	67	65	70	67
15時30分～16時30分	70	71	70	68
16時30分～17時30分	68	64	69	66
17時30分～18時00分	55	53	69	65

騒音規制法に係る規制基準値 : 85dB(※)

(※)調査地点は、準工業専用地域に指定されているため「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の1号区域に該当するため、規制基準値85dBと比較します。

#### 4 振動調査

##### (1) 調査内容

振動(L<sub>10</sub>)

##### (2) 調査方法

振動レベル測定方法(JIS Z 8735(1981))に準拠

##### (3) 調査結果

振動(L<sub>10</sub>)

単位：dB

調査日時 (令和5年6月21日)	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
8時30分～9時30分	38	38	46	42
9時30分～10時30分	37	38	45	41
10時30分～11時30分	38	38	46	46
11時30分～12時30分	38	37	45	40
12時30分～13時30分	38	37	45	39
13時30分～14時30分	38	38	45	46
14時30分～15時30分	38	37	44	45
15時30分～16時30分	38	37	44	45
16時30分～17時30分	35	35	42	39
17時30分～18時00分	34	34	42	38

振動(L<sub>10</sub>)

単位：dB

調査日時 (令和5年9月5日)	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
8時30分～9時30分	37	38	44	42
9時30分～10時30分	38	38	45	41
10時30分～11時30分	37	38	45	39
11時30分～12時30分	38	38	45	40
12時30分～13時30分	38	38	44	41
13時30分～14時30分	38	38	45	41
14時30分～15時30分	37	38	45	40
15時30分～16時30分	38	38	44	42
16時30分～17時30分	35	36	43	38
17時30分～18時00分	34	36	41	36

振動(L<sub>10</sub>)

単位：dB

調査日時（令和5年11月15日）	No.1（北側）	No.2（南側）	No.3（東側）	No.4（西側）
8時30分～9時30分	40	43	49	42
9時30分～10時30分	40	42	48	40
10時30分～11時30分	40	43	48	40
11時30分～12時30分	40	42	46	40
12時30分～13時30分	38	38	46	40
13時30分～14時30分	42	40	48	42
14時30分～15時30分	41	39	48	40
15時30分～16時30分	42	39	47	41
16時30分～17時30分	36	37	45	38
17時30分～18時00分	35	35	43	35

振動(L<sub>10</sub>)

単位：dB

調査日時（令和6年1月29日）	No.1（北側）	No.2（南側）	No.3（東側）	No.4（西側）
8時30分～9時30分	44	45	45	43
9時30分～10時30分	42	46	46	41
10時30分～11時30分	46	47	45	43
11時30分～12時30分	44	45	45	42
12時30分～13時30分	42	44	44	41
13時30分～14時30分	43	44	45	41
14時30分～15時30分	42	42	45	40
15時30分～16時30分	44	46	45	43
16時30分～17時30分	41	42	44	40
17時30分～18時00分	34	36	42	35

振動規制法に係る規制基準値：75dB(※)

(※)調査地点は、準工業専用地域に指定されているため「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」の1号区域に該当するため、規制基準値75dBと比較します。

## 5 アスベスト調査

### (1) 調査内容

空気中のアスベスト濃度

### (2) 調査方法

アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）に準拠

### (3) 調査結果

アスベスト

単位：本/L

調査日	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
令和5年6月21日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和5年9月5日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和5年11月15日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和6年1月29日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満

大気汚染防止法に係る規制基準値：10本/L